

第5回明石市行政評価委員会 議事録

1. 日 時 平成20年7月2日（水） 午後1時30分～午後4時20分
2. 場 所 市議会棟第3委員会室
3. 出席者 委員 赤木 紘（市民）
古賀 智敏（神戸大学大学院教授）
坂本 文正（弁護士）
田中 郁生（公認会計士・税理士）
増田 幸美（市民）
所管課（広報課）
藤本課長、違口広報係長
（商工労政課）
中村次長兼課長、橋本商工係長、請井主事、橋尾書記
事務局（行政改革課）
梅木課長、村田係長、石川主事
傍聴者 1名

4. 議 事 1 事務事業の所管課ヒアリング
2 意見交換・全体協議
3 その他

5. 配布資料

- (1) 事務事業評価シート（CATV放映事業、中小企業融資対策事業） [資料1]
(2) 事務事業評価の判定シート（CATV放映事業、中小企業融資対策事業） [資料2]
(3) 参考資料 平成20年度明石市中小企業融資制度のご案内
明石市中小企業融資制度について
広報媒体一覧（平成20年度）

6. 議事の内容

1 事務事業評価の所管課ヒアリング

(1) CATV放映事業（広報課）

○坂本副委員長

行政情報の伝達媒体としては、広報あかし、ケーブルテレビなどがあるとの説明があったが、その他にはどのような広報媒体があるのか。

○広報課

広報媒体一覧についての資料を配布したい。【全員へ資料を配布】

○坂本副委員長

主だったところで結構なので、媒体ごとにどれぐらいの利用者が存在するのか、把握はしているのか教えて欲しい。

○広報課

主なところでは、“広報あかし”は全世帯に配布である。また、サンテレビで“あかし大百科”を月に一回放映しており、平均視聴率は0.4%である。さらに、“市ホームページ”のアクセス数は、H19年度で年間82万5,967件、一日当たりでは2,267件となっている。

○坂本副委員長

市の広報媒体は多くあるが、市民一人当たりの観点からは、媒体がいくつあればいいと想定しているのか。

○広報課

想定はしていない。様々な媒体を用い、互いに補完し合いながら、提供する情報により使い分けることで、効果的に運用していくのが重要であると考えている。

例えば市ホームページについても、パソコンでご覧になれない方は、その情報を他の媒体で見ただけのような工夫が必要である。

○坂本副委員長

CATVはH6年に創設され、現在も存続している。その視聴者については、どのような市民層を想定しているのか。誰も想定していないのであれば問題であると思う。

○広報課

地上波と異なり、ケーブルテレビを見る世帯は全世帯をカバーしている訳ではなく、市内での加入世帯数は約40%である。例えば特定の年代を対象としている等、どこの層を対象としているのかは意識していない。

○坂本副委員長

成果指標にも関係してくる内容だが、複数の媒体がある中で、まさに現状を正確に把握しないと、どの媒体を育て、また削除していくべきかが見えてこない。アンケート調査の実施がH14・H15年度であり、かなり旧情報である。もっと近い時間のタームで頻繁に実施する必要がある、これは意見としても申しあげたいと思う。

○広報課

その点については我々も課題であると認識している。

○坂本副委員長

中長期的な広報ビジョンについてお聞きしたい。市ホームページのインターネットアクセス数については、どのくらい率が伸びているのか。

○広報課

H18年度には77万8千件であり、前年度からは約5万件伸びている。

○坂本副委員長

広報ビジョンとして強要する訳ではないが、市ホームページを中心として、広報あかしやCATVで補うというような、ビジョンは持っているのか。

それらの媒体の違いについては、情報を取得する際に能動的か受動的かの違いがある。例えば、市ホームページを利用する方は、明確な情報への要求目的があると考えられる。

○広報課

中長期的なビジョンは、現状持ち合わせていない。様々な媒体の特性を踏まえ、それぞれの長所及び短所を認識しながら、市としての広報活動を展開していきたい。

○坂本副委員長

何らかの政策的な意思がないと、数多くの媒体をまとめきれないのではないかと。CATV放映事業だけをみるのではなく、広報全体を俯瞰することで、その存在も意義も判ってくる。

つまり、中長期的なビジョンが戦略的に必要である。

○赤木委員

H15年の意識調査では、CATVからの市政情報の入手が6.7%であり、広報媒体中で4番目ということであった。また、H19年度の広報紙発行业の予算が約3,400万円、CATVでは倍近くの約5,700万円である。

意識調査から5年経過しているが、費用面で広報紙よりも大きい現状をどう考えるか。費用対効果で理屈に合わないのではないか。

また、1,200万円の事業規模である“あかし大百科”は、H20年度も同額なのか。

○広報課

H20年度も同額である。

○赤木委員

市政情報を市民へ提供するという面からすると、広報媒体全体で捉えないと納得はできない。結局は同じ市政情報を提供する訳で、媒体間でバランスの取れている金額となっているのかどうか、見解をお伺いしたい。

○広報課

広報紙の制作費用とCATVの費用（制作費と電波料）については、他市の事例も調査したが、電波料は各市で同額ではなく、都市の状況によりけりであった。つまり、費用として適正なものかどうか、今後検討していく必要がある。

また、広報紙とCATVとの費用差額だが、それぞれの制作方法も異なるので、やむを得ない部分があると思っている。

○赤木委員

広報の考え方は、市政情報や地域情報を市民へ提供するということである。現状、両媒体間であまりにも費用差額が大きすぎるのではないか。テレビでなくても、提供できる要素はあるのではないか。意見となるが、現状は費用面と情報面とでアンバランスだと思う。

○増田委員

CATV制作費の内訳、電波料について教えてほしい。

○広報課

“海峡のまち明石”は、年間48本制作し、総額2,772万円である。番組一本当たりにすると、57万7千5百円になる。それとは別に、電波料がある。これは、本放送と再放送で金額は異なってくる。それを積み上げるとCATV放映事業費となる。

○増田委員

サンテレビ（あかし大百科）は一本当たりの制作費はいくらになるのか。

○広報課

61万6千円である。

○増田委員

サンテレビ（あかし大百科）は視聴率が約0.4%ということであったが、何人あたりの換算になるか。

○広報課

サンテレビの放送エリアが約540万世帯であり、それであれば約2万2千世帯が視聴しているということになる。

○増田委員

CATVと比較した場合、どう解釈できるのか。

○広報課

サンテレビは、兵庫県だけではなく近畿全体を網羅しており、単純には比較できない。

○増田委員

加入者世帯数と再伝送の内訳はどうか。

○広報課

H20年5月31日現在、CATV加入世帯は2万1千438世帯、再伝送のみの世帯は2万6千691世帯である。よって合計で、“海峡のまち明石”の番組を見ることができる世帯は4万8千129世帯となる。

○古賀委員長

これ程の広報媒体がある中で、CATVがどうしても必要であるという、敢えてコストをかけてやるという、積極的な意義はあるのか。無くなると不都合が生じるということがあるか。

○広報課

広報紙では伝えられない情報提供もあるのではないか。例えば番組に出演された方であれば、直接見たいという欲求もあるし、視覚的に訴えるということで、情報の受け手である市民の印象も違ってくると思う。

○古賀委員長

市民からそのような声は上がっているのか。またその結果を反映しているのか。さらに市民から意見を汲み上げているのか。

○広報課

当然、市民から「CATVの番組を見ました」、「取材に来てくれましたよ」というような声は、お聞きしている。

○古賀委員長

この事業の効果の分析は難しいと考える。他の広報媒体では伝えられない、視覚に訴えるというような微妙な部分があるのは判る。ただし、情報の大事な部分は他の媒体手段でも伝えられる。他の媒体手段では出来ない、敢えて続けていく積極的な理由はあるのか。

必要性が仮に認められるとしても、果たして市が実施する必要があるのか。他の実施機関に任せることで、より安価なコストで、同様な効果をもたらす事は可能か。

○広報課

CATVに委託制作を依頼しており、他の団体が実施することは考えられない。

○田中委員

確かに、映像は他の広報媒体とは異なると思うが、具体的には何を市民へ伝えたいのか。テレビと活字は違うというのは判るが、市として何を伝えたいのか、何を見せたいのか。

もちろん映像で伝える必要があるので5,700万円もの費用をかけているのであるが・・・。

○広報課

市政情報を伝達する目的は広報紙と同様である。広報紙による情報提供がかなり増加した中で、伝えきれない情報は視覚を通じて提供していきたい。例えば、制度的な情報はお年寄りには、理解しがたいため、映像で訴えることはより有用だと考えてきた。

今後、ホームページ上で映像を提供するなど、具体的な活用方法について検討していきたいと考えている。

○坂本副委員長

今までの各委員からの質問にもあったが、費用面での経済的な批判は予想されたことで、ただ、所管課としてはそれらの批判に負けず、情宣活動の重要性を訴える必要がある。

元々、紙媒体と視覚媒体との違いに係る議論があるが、所管課として情宣機能が持つ重要

性について勉強しておかないと行政改革という、予算の削減等には太刀打ちできないのではないか。つまり、広報戦略を持つことも必要であるが、その前に情宣活動が大事だと認識を持つ必要がある。

○赤木委員

なかなか難しいと思うが、成果指標の設定について、どれだけ市民に市政情報が提供され、理解されたかという要素を組み込んで設定してはどうだろうか。何かいい指標を設定していただきたい。

○田中委員

広報媒体の全体方針があり、映像はあくまでも補完的なものであるならば、結果補完できたかどうかを市として判定することも必要になる。媒体間の位置付けをはっきりさるべきである。

○広報課

CATV の番組内容だが、制度の広報やドキュメンタリーなど、テーマによって、その作り方を変えていくこととしている。

広報戦略で我々が考えているのは、ある施策について、どの時期にどのような媒体を使って、広報するのがいいのか、現状では広報媒体に関する計画書などはないが、十分意識して実施している。

○坂本副委員長

明石市というイメージを、映像により、“明石とはこういうものですよ”と表現されるべきものではないのか。広報活動において、映像は補完的なものだという意見は、狭い意味での情報を基にした発言でしかないのではないのか。

“明石市としてのアイデンティティ”を確立し表現するならば、映像でしか表現できないものがあるから、映像で表現するということになる訳、補完的なものではない。

つまり、映像を伝達する意味は、明石のまちのイメージなどを映像として市民と共有しようということにあるのではないのか。現状、そういう戦略が無いのである。行政改革の流れに負けず、戦略を強調していかないといけない。明石が明石たる由縁は、まさにこの情宣活動にあるのではないのか。

(2) 中小企業融資対策事業（商工労政課）

○坂本副委員長

一旦制度が出来てしまうと、後は所管課での事務的な作業しか考えられず、逆に言うと、制度設計をどのようにするのかも、一つの検討内容であると考えられる。

本件の融資制度と対比して考えられるのは、金融機関のプロパー融資制度であるのか。

○商工労政課

市が金融機関に確認したところによると、まず金融機関はもっぱらプロパー融資を進める。次に中小零細企業等は、多彩なメニューがある県の融資制度を利用する。それも利用できない企業が、最終的に市の融資制度を利用することとなるということである。

○坂本副委員長

同一の事業目的を達成するために、他の事業モデルは考えられないか。

○商工労政課

東京都が新規に設けた銀行モデルなどがあるが、それもうまく機能していない。

まして、明石市という規模からいえば、他の制度では銀行しかなく、市の直貸しなどはあ

りえない。

○坂本副委員長

市では与信業務の能力がないということか。

○商工労政課

そうである。

○坂本副委員長

H20年度に事業費が大幅に増額になっているが、何か理由があるのか。

また、予算については担保設定をしていないのか。

○商工労政課

予算額については追加預託を想定しているため、毎年多めに額を設定している。

担保設定はしていない。

○坂本副委員長

成果指標についてだが、融資先企業の経営改善の要素を組み込めないか。

当然、融資だけの因果関係だけで良くなったか、悪くなったかの判断はできないが、経営改善の数が多ければ、事業の効果があつたと考えられないか。

○商工労政課

当市の融資は額も少なく、会社のつなぎ資金のようなイメージである。いわゆるセーフティネット的な融資であり、企業の経営改善という想定まではしていない。

○坂本副委員長

信用保証協会に対する損失補償は法的に義務付けられている訳ではなく、企業に対する融資の見返りとして市が実施しているようだが、その廃止は考えられないか。

○商工労政課

融資と信用保証協会に対する市の損失補償とは、セットであると考えている。

○坂本副委員長

市の損失補償は代位弁済の一部負担であると理解できるが、融資に関して市は当事者でもない。つまり、市が信用保証料の一部を負担するという事は、会社が保証を付けやすくするというサービスであるのか。

○商工労政課

そうである。会社が保証を付けやすくするという位置付けである。

○坂本副委員長

では、企業が保証に値するかしないかという基準と、信用保証料の一部負担とは関係があるのか。

○商工労政課

基本的に市としては損失補償がないほうが当然ありがたく、また信用保証協会も近年特に代位弁済の件数が増えているという現状もある。だが、直接的な関係はないと考える。

○坂本副委員長

責任共有制度の導入により、貸付を実施する銀行としては融資を絞らざるを得ない。そうなれば損失補償自体も少なくなるのではないか。つまり、契約自体も意味がないものとなる。要するに責任共有制度の効果が上がっているといえる。

この際、損失補償の制度自体の見直しが出来れば、という意見である。

○田中委員

市が無利子で資金を預託し、銀行、保証協会等で審査等を行い、融資を実施、会社倒産等の際は、市が負担する部分があるが、市として、このリスク負担についてどのような制度設計

の意図があるのか。

また、そのリスク負担を軽減させるためには、無利息で銀行に預託していたのを有利子で運用し、銀行からの何%かの金利をまわしてもらうのも一手である。一方で、中小企業に対する金利が高くなるというような事態も想定されるが、このあたりについてはどう考えているのか。

○商工労政課

リスク負担については、倒産等の理由により代位弁済が行われた場合、支払い上限額があるものの、信用保証協会との損失補償契約により、代位弁済額の一部を負担する。

責任共有制度の導入により、銀行にも新たにリスクを負わせることとなったこともあり、信用保証協会、銀行、市の各々でリスクを負担する制度が望ましいと考える。

市が預託金を預けることで金融機関がペイできる訳である。

また、現状、市は最低限の預託しか実施していないし、利息分を返済してもらうことができるならば、預託額自体が増加するものと考えられる。

○田中委員

預託金が無利息であるということは、実質的な金利負担を市が行っているということであろう。であるならば、貸し倒れの何割かを負担するということは、元本が多くなればその分のリスクも高くなる。このことについて、市として内部的に分析できているのか。

○商工労政課

信用保証契約自体には支払の限度額を設けている。つまり、損失保証限度額は当初の見込みとして、契約額の10%前後で計算している状況である。

○田中委員

貸倒れ率がどれだけあるか、というような解釈ではない訳か。

○商工労政課

当初の契約において、貸倒れ率を10%と見積もっている。

○田中委員

毎年10%の貸倒れがあると想定し、制度設計していることは理解できた。逆に言えば、設定した貸倒れ率以下であれば、市の許容範囲であるということか。

○商工労政課

そうである。

○坂本副委員長

“中小企業振興資金”うち“小規模企業者資金”については、融資の対象条件が3つ設定してあるが、前者については、“明石市内の中小企業者”という条件しかないが、どのように解釈すればいいのか。

○商工労政課

融資対象者の条件については、制度利用の前段として、①市内に事業所または住所を有している、②市税を完納している、③融資金の返済見込みが確実。という条件設定がある。

○坂本副委員長

お配りいただいた資料においては記載内容が重複しているということか。

○商工労政課

そういうことではない。

市税の完納は制度利用の前提である。“小規模企業者資金”については、市民税における“所得割”を支払っている必要があり、“均等割”の支払はその条件ではないということか。

ある。

○古賀委員長

つまり、市の融資制度がないと資金のやり繰りが出来ない中小企業が対象という訳か。

○商工労政課

そうである。最後の砦という役割を果たしている。

○赤木委員

預託金の額は H18・H19 年度と変わっていないが、事業の実績から言えば、トータルの融資額の予想はできるのか。

また、明石市の統計書によると、H14 年度で 90 件の貸し出しがあったが、H19 年度では 32 件となっている。その間、社会情勢等の変化があるのに、なぜ預託金額自体の変動はないのか。件数が減っていても金額が変わらないのは、大きな融資があるからなのか。制度そのものが、何のためにやっているのか、みえてこない。

また預託金は無利子で預けているのか。

○商工労政課

預託金額の推移が件数に比例していない主な要因としては、平成 14 年度前後は借入期間の長い振興資金の利用が多かったため、現在に至るまで融資残高に計上されていること、また平成 17・18 年度に短期事業資金の利用実績が急増したことにより融資残高がそれほど減少していないことが挙げられる。

なお、件数と融資金額が比例しないのは、年度により利用者の借入額が異なるためである。

また、金融機関へ無利子で預けるのは、ペイオフとの関係があるためである。

○赤木委員

この制度が存在することで、市民や商工会議所などに喜んでいただいているのか。成果指標としてもこの要素を織り込んで設定してもいいのではないか。制度利用者の意見を採用して反映すべきではないか。

○古賀委員長

制度の実施により、具体的にどのような成果が出せたのか。制度の必要性は、全国的にも同様な制度が運用されている実態から判るが、制度がどのように運用され、効果をあげているのか、追加的なデータで示せないか。

○商工労政課

成果指標については課内でも様々検討したが、なかなかいい指標がなかった。

委員からの指摘にもあったが、アンケートを実施し、個別に追跡調査することはやってみる価値があると思う。

○田中委員

融資の金利に関して、県制度よりも市制度の方が低く設定されている。通常、企業であれば、当然低い金利から資金を借りたいと思われるがどうか。

○商工労政課

県制度はメニューも多彩であり、貸付の限度額も大きいため、貸付企業数も多い。一方、市制度は額も小さく、対象としているのは中小の零細企業となる。

○田中委員

市制度の対象はかなり小規模な企業といえるのか。

○商工労政課

つまり、県制度との併用もできるが市制度は“つなぎ”で借りられている企業が多い。

○古賀委員長

貸付の“申し込みに対する採択率”はどうか。どれだけ厳しく審査しているのか。

○商工労政課

一度借りられた企業は実績があるといえる。ただし新規で零細であれば審査が必要となる。

○古賀委員長

返済見込みが確実であれば、制度対象者も限られてくる。つまり、返済見込みが確実ならば、すんなり金融機関が貸してくれる訳である。そうではなく、返済が不確かななかに対象者を見つけようとするところに、この制度の意義があると思う。

○坂本副委員長

同じような制度は他市にもあるのか。またその実績はどうか。

○商工労政課

市単位で設けているところがほとんどであり、実績値も類似しているように思う。

○古賀委員長

戦略的に、そして、コストもかけて取組まないと企業は育たない。市としては、多少損しても前向きに取り組む必要があるが、その許容範囲はどこまでか。

例えば、大阪府では信用保証協会を通さず融資を実施した。ただ、府の条件設定が厳しすぎたため、利用企業が少なかったと聞く。どうバランスをとるか、政策的に難しい。

○商工労政課

企業への貸付の判断が難しい。企業がカンフル剤（つなぎ資金）で立ち直ってくれることに、この制度の意味がある。

これまで貸倒れは4年間で3件あった。信用保証協会ではかなり厳しい審査が行われ、窓口で断られる企業も多いようだ。

○赤木委員

事業費の内訳で、一般財源と特定財源に分けているのに意味があるのか。

○商工労政課

預託金は決められた額であるため、特定財源として分類している。

○赤木委員

制度がなくなればどのような影響が想定されるか。県にも制度があり、市にも制度が必要だといえるか。

○商工労政課

この制度で利用する事業費については、運用率が高いところに預けた方がいいという考え方もできる。ただ、この制度が創設された S51 年は、オイルショックの不況で融資先がなかったという状況であり、その対策としてこの制度が作られた訳である。

景気のいい時期は資金が必要とされる企業は少ないが、この事業を地方自治体で実施する意義は、資金面の運用からだけでは判定できないと考えている。

○赤木委員

実際、融資を受けたい企業がそのように考え、初めて判断できる内容ではなかろうか。

○商工労政課

制度の実施に際しては、現状に漫然と対応していくのではなく、市として効果があがるよう努力はしていきたい。

○古賀委員長

制度を設けることによって、どれだけの企業が救われたのか。このような内容がわかるデータがあれば、制度の効果がより判定しやすくなると思う。

2 意見交換・全体協議

(1) CATV 放映事業（広報課）

○坂本副委員長

CATV 放映事業として評価するのではなく、広報体制全体でみていかないといけない。

私は、市として財政的な問題はあるが、情宣活動は極めて重要であると考えている。どこの市でも同じであろうが、アイデンティティ（認識）を持つことは難しいと思う。ただし、この認識を確立するのは経済的な基準ではなく、文化的な側面で捉えていかなくていけないと感じている。

従って、行政改革の流れが市全体を覆っているが、この取り組みとは違い、一種の聖域に置かれるべき事業であり、その必要性は高いと考えている。

ここまで削るようだと、市の施策自体が円滑にいかない恐れも考えられる。

ただし、広報全体としての戦略もなく、所管課としての情宣活動の今後の展開もないというところで、有効性・効率性をB評価とせざるを得なかった。

○赤木委員

この事業は、市民への市政情報提供媒体として考えてみた場合、不要だとはいえない。

しかしながら、他の広報あかし等の媒体と比較した場合、取り組み方が弱い感じがする。よって、有効性・効率性から必要性を問う、というような考え方で、必要性、有効性・効率性ともにB、総合評価をCとした。

○田中委員

必要性については、誰にどのような内容を伝えたいのか、なぜこのメディアを使いたいのか、CATV を誰が見ているのか、また誰に伝えたいのか、など様々な分析ができていない以上、この程度であれば必要性はないのではないかと思えた。対象及び伝達内容を明確にすべきであり、Bとした。

有効性・効率性に関しても、広報全体からの分析が出来ていない。誰に何を伝えたいのか明確に説明できない以上、それ程効果があるとも思えなかった。よってBとし、総合評価をCとした。

○増田委員

必要性は、判定シートのチェックポイントを確認していく中で、特に積極的に必要性が認められなかった。例えば H6 年から CATV がスタートした時は、インターネット環境もそれ程快適ではなく、映像を提供する媒体は CATV が最適であったと思う。現状、インターネット環境が整ってきており、他の媒体でも代用できる時代となってきているのではないか。特に CATV でなくてはならないという訳ではないと考え、Bとした。

実施主体も、他の主体を模索していけばいいのではないかと考え、Bとした。

有効性・効率性だが、事業目的について、今の説明では明らかな目的がみえてこなかったもので、Bとした。

よって総合評価はCとなる。

○古賀委員長

説明の中からは、事業の必要性を明確にする理由が乏しかったと思う。市しか実施できない業務であるが、その実施方法がまずいようだ。その使い方次第で、市をアピールする有効な手段にもなり得る。元々戦略的で有効な手段になり得るので、Aとした。

有効性・効率性はBとした。ただし、コストとベネフィットに関して、工夫してはどうかと思う。よって総合評価はBとした。

では、委員間で必要性についてもう少し議論したいと思う。

○坂本副委員長

客観的に事業自体の必要性を議論することが重要であろう。

○古賀委員長

この事業が本来的に媒体手段として必要かどうかを議論してはどうか。

○増田委員

ヒアリング内容は、CATV で番組を放映するという事業についてであった。

果たして CATV が最良の映像情報の提供手段なのかどうか。番組を作るだけならば、今後インターネットなどで配信できる可能性もある。CATV というデータ通信の方法をどう考えるのかと、今回の事業内容の評価はセットになると思う。

つまり、今回は CATV 放映事業の評価であり、CATV 自体の評価までは入っていけないのではないか。事業だけで言えば CATV を使うのか使わないのか議論であろう。

○古賀委員長

広報情報を映像で伝えるという意義は認めるが、その実施方法（ケーブル網か、またはインターネット網が妥当か）について判断できないということか。

○増田委員

そうである。

○田中委員

この事業の実施主体は市であるべきだと思う。ただ、映像の提供手段が現状 CATV しかないのでは仕方がない。

事業の必要性に関して、市民ニーズがあるのかもわからない状態では、判断できなかった。

○赤木委員

論点がずれるが、これだけの事業資金を支出しているのであれば、制作回数を半分にするなどして、地域情報を提供するミニコミ誌に支援することにより、市の情報を掲載してもらってはどうかと思った。その方がより効果があると思う。

○古賀委員長

CATV を戦略的に使用し、市の特徴をアピールしていくべきであろうか。“補完”という位置付けがあまりよくなかった。現状、市民への情報提供手段として十分良く理解されていない。事業の生かし方が十分でないような気がした。また、コスト面の分析も検討の余地があるのではないか。

ただし、事業の必要性自体はないとは思わないと考える。

○増田委員

私は事業の必要性が高いとはあまり考えられない。

○古賀委員長

場合によっては所管課へ再ヒアリングしてもいいのではないか。つまり、もう一度 CATV の意義を検討してみてもどうか。

○増田委員

そうであるならば、CATV 事業そのものを検討していかないといけない。例えば、CATV 自体に設備投資をしていかないと、視聴者へ美しい映像を伝えていけないようなことも考えられるが。

○古賀委員長

設立当時の CATV 事業を設けた趣旨とその戦略については、ヒアリングにおいて明確に聞

けなかった。

○事務局

CATV は市が出資している会社である。CATV 事業については、会社経営に関する部分も含まれてくるため、論点からは外していただくことも想定される。CATV 放映事業という、市の事務事業について、必要性を判断いただくということであると考えている。

○古賀委員長

その解釈で結構である。

CATV 放映事業として、どのような意義付けができるか、広報課から説明いただいたほうが良いと思う。よって第8回の委員会における再ヒアリングとして計画したい。

(2) 中小企業融資対策事業（商工労政課）

○坂本副委員長

市内に資金需要を必要としている企業があり、また運転資金としての活用も多く、制度の必要性には高いものがある。H14～19年度の融資件数を見ても、所期の目的を達成している状況であろうか。よって必要性をAとした。

有効性・効率性の観点からは、この事業自体には適さないのではないかと。この事業の制度自体に積極的にマイナス評価する要素がなければ、実施方法等は構わないのではないかと。

成果指標についての議論はあろうが、結局、融資額に尽きるのではないかと。融資の潜在需要をある程度織り込んでの融資額があるのではないかと。この事業自体に根本的な需要があると思うので、Aとした。

よって総合評価もAとなる

○赤木委員

県にも融資制度があるので、なぜ同様な事業を市がやっているのか。また融資内容を鑑みるに、融資自体の性質が変わってきているのではないかと。

よって、必要性、実施主体ともにBとした。

有効性・効率性については、与信関係を信用保証協会へ任せている状態はやむを得ないと考えているので、Aとした。

総合評価については、考え直すというべき結論ということでCとした。

○田中委員

必要性に関してはAとし、市の事業として継続していくのが大切であると思った。

有効性・効率性の判断が正直判らなかつた。当初、事業目的がセーフティーネットという説明があつたが、県よりも金利を低く設定している状態や、他でも融資を受けているのか確認していないのでわからない状態などがある。他でも融資が受けられるような状態であれば、利子補給のような別形態も採用できるのではないかと。

また、利用企業へアンケートをとることも検討し、また、利子補給を採用するならば、市の意図に沿った計画を提出させ、計画との実績との比較を行い、市が関わっていくなど、やり方としては様々あるのではないかと。一度検討していただけたらということで、Bとした。

よって総合評価はBとなる。

○増田委員

必要性は、他の委員同様に考え、Aとした。

有効性・効率性は、この事業が目的に対して具体的に適しているのか、具体的な内容を知りたかつた。Aとする判断ができなかつたので、Bとした。

総合評価はBとなる。

○古賀委員長

事業の必要性だが、国をはじめ、市のレベルでも中小企業の育成・支援については積極的に取り組んで欲しいと考えている。政策面の重要性を鑑みても、市が実施すべきであり、Aとした。

有効性・効率性での成果の判定が確かに難しい。これまでの議論にもあったが、事業の成果が明確でないのでBとするか、もともとの評価自体が難しいということでAとするかであったが、私はAとした。

よって総合評価はAとなる。

では、事業の評価を決定していきたいが、必要性については、赤木委員以外はAである。赤木委員の指摘では、県でも融資制度があるということであったが、現実問題として、県制度のみでは対応が難しいし、市がリーダーシップを持って実施することも必要であると考えらるがどうか。

○赤木委員

現状においては、融資の実態と中身が違うのではないかと考えている。小口融資が増えており、振興資金等の融資はほとんどないのではないかと。つまり、融資そのものの内容を変えていくべきだと考えている。新しい事業として作り直すべきだと思う。

○古賀委員長

本当に実態がそうなのかどうか、確認する必要があるが、制度自体を見直す必要があるという明確なデータについては、難しいのではないかと。赤木委員からの指摘は意見として、評価コメントで活かしていきたい。

○赤木委員

融資件数が減っても借り入れている企業があるということは、市がやる必要性があるということだと理解できる。

○古賀委員長

よって、委員会の評価として、必要性についてはAとさせていただきます。

有効性・効率性は、評価が難しいがよくやっているとAとするか、判らないからBとするか、意見が分かれるところである。

○坂本副委員長

融資事業として制度が創設されれば、その後は市として関与するところはなにもない。悪いか良いかも判断できないのではないだろうか。

○田中委員

今の融資の方法がいいかどうかという話であろう。どのような効果があがっているのか、判らないので判断できない。だが、市の条件として、制度に“市の想い”を入れることはできるのではないだろうか。

○坂本副委員長

それは、融資条件を緩和するということか。

○田中委員

そもそも事業が“セーフティネット”という概念ならば、市としてどこまでそのリスクを取るかを検討していかなくてはいけない。

そうではなく、いい企業に対して資金融資するということならば、別の事業形態の検討もできそうである。それは利子補給という形態でも、同じような効果は得られると考える。

ただ、実施方法もはっきりと認識していないような状態では、市として何が目的かもあいまいな部分を感じられる。

○坂本副委員長

全体の中でこの事業がどういう要素を占めているのかを考えるべきであり、その市に合った事業を作るとのことへの検証は、当行政評価委員会が狙っている最後の部分である。

ただし、事業の実施結果自体については、そこそこあると思っている。

○古賀委員長

抽象的なデータや成果指標をもって、事業の円滑化や地域産業の活性化をどうみるかを判断できないという理解なのか。

○坂本副委員長

そうである。またこれから立ち上げようとする事業の不必要と、現に動き出している事業の不必要とは判断基準が異なるのではないか。制度があることで、心強くなっている人もいるはずである。

○赤木委員

お願いとなるが、H19年度の融資32件について、どのような業種・資本構成等かを整理、分類して提出していただけないか

○古賀委員長

赤木委員からの要望は、今回の委員会における評価にかかる意思決定とは別に追加資料として提出していただくこととする。

では、有効性・効率性については委員間で意見が分かれており、データを出していただいても判断が難しいため、多数決で評価したいと思う。

【多数決の結果、Aが3人、Bが2人となった】

よって、有効性・効率性はAとなり、総合評価をAとしたい。

また、報告書においては、有効性・効率性について意見が分かれたこと、また、この事業の意義、目的、そして戦略を明確に位置づけ、担当課がその認識をもって、日々の業務を進めていただきたいということに記載することとする。

3 その他

○古賀委員長

次回委員会も公開で行われる。各委員においてもよろしくご理解いただきたい。